

日赤大津市地区事務局

担当課	大津市総務部総務課総務係
担 当	西村、辻、宮口
連絡先	077-528-2710

さまざまな方法で赤十字活動資金にご協力いただけます。

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

地域でのご協力

自治会・町内会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて県内各市町の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。

クレジットカードによるご協力

お手持ちのクレジットカードでご協力いただけます。

インターネットで検索
またはQRコードから

日赤 寄付



口座振替によるご協力

希望月に、ご登録いただいた金融機関の口座から自動引き落としでご協力いただけます。

金融機関からのご協力

日本赤十字社滋賀県支部まで専用振込用紙(手数料無料)をご請求ください。

⚠ 郵便局・ゆうちょ銀行では窓口にて振込用紙もご利用いただけます。※手数料無料

口座番号: 00940-8-266602

加入者名: 日本赤十字社滋賀県支部

遺産の寄付をお考えの皆さまへ

思いを託す。未来へ繋ぐ。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」

「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。
日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求、お問い合わせは、日本赤十字社滋賀県支部にご連絡ください。

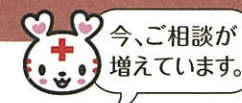
遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社滋賀県支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。

遺贈について

詳細を記したパンフレットをご用意しております。

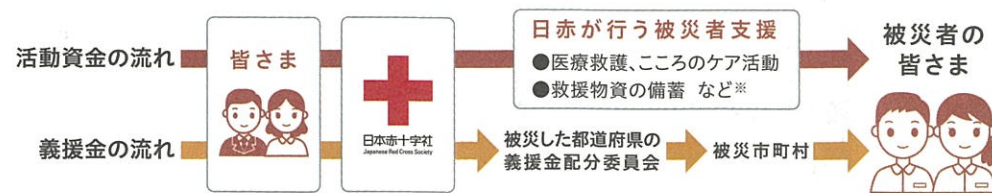
遺言により、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社滋賀県支部の事業と指定することで、滋賀県における赤十字活動に役立てることができます。



被災者に届ける2つの支援 ～赤十字活動資金と義援金の違い～

活動資金…日本赤十字社の活動を通じて被災者を支えます。

義援金…全額が被災された皆さまに届けられます。



※その他、救急法等の講習普及、ボランティアや青少年の育成などに役立てられます。

表彰制度の概要

特別社員

毎年(2,000円以上)
または一時・数次で20,000円以上

支部長表彰状

一時または累計で100,000円以上

銀色有功章

一時または累計で200,000円以上

金色有功章

一時または累計で500,000円以上

赤十字は、動いてる!

赤十字は、最前線に立つ人、それを背後で支える人、そして何よりも、活動を寄付で支援してくださる人、関わるすべてのみなさん一人ひとりと動き続けています。人間のいのちと健康、尊厳が守られる世界を信じて。これまでも。これからも、ずっと。



一人でも多くの命を救うため、
赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。



土砂崩れの脇を通る日赤救護班の車両(珠州市)
©Atsushi Shibuya



苦しむ人を、救う

災害が発生したとき、いち早く被災地に赴き、被災者の医療救護や避難所での生活支援、こころのケアなど様々な活動をととして苦しむ人を救う活動を行います。



災害に、備える

赤十字が培ってきた過去の災害での経験を活かし、様々な災害を想定した救護訓練を実施し、災害時に避難所等で必要になる救援物資などを備蓄しています。

もし自分たちの町で災害が発生したら～赤十字防災セミナーのご案内～

当支部では、大規模災害から自分たちの「いのち」を守る講習を実施しております。避難生活などを具体的に想像しながら、命を守る様々な方法をご案内します。お住まいの自治会・町内会など、ご希望の場所へ赤十字の講師を派遣します。

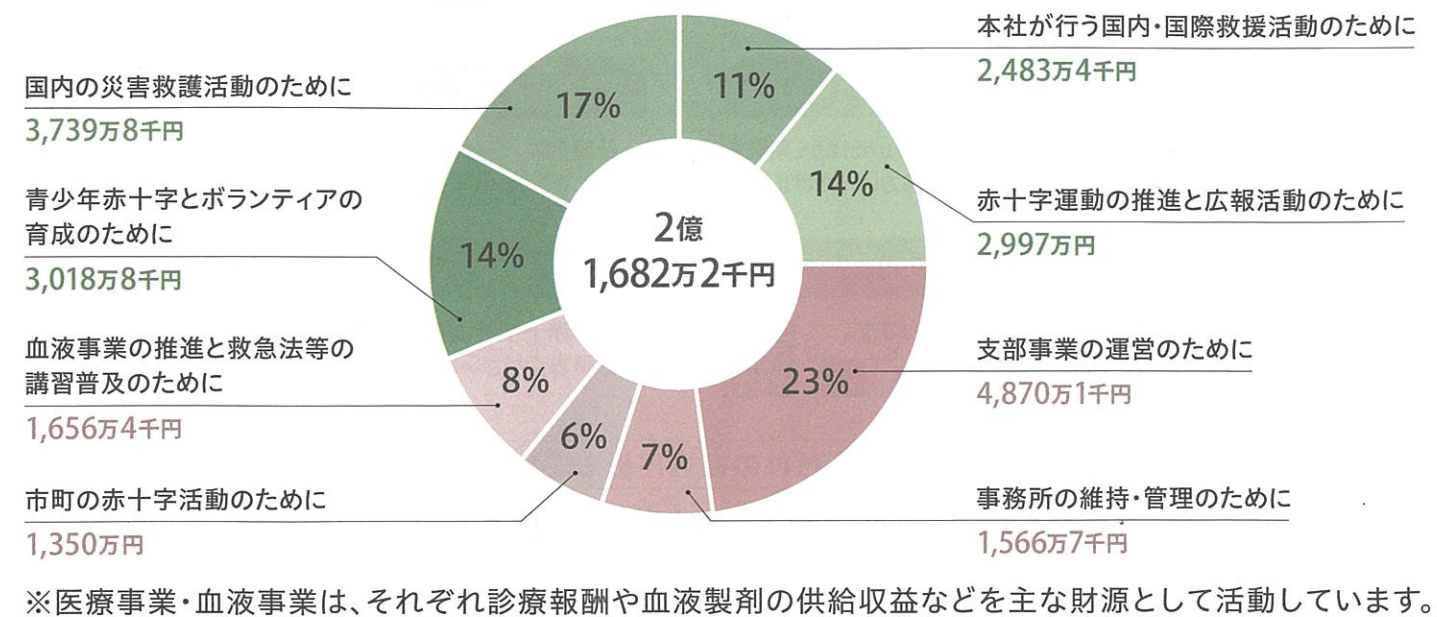


その他の講習会およびお申込み方法については日本赤十字社滋賀県支部のホームページをご覧ください。



滋賀県支部の活動はすべて、皆さまからのご寄付によって支えられています。

令和7年度～皆さまからお寄せいただく活動資金の使いみち～



いのちをつなぐ赤十字活動



国内災害救護



赤十字ボランティア



国際活動



救急法等の講習



青少年赤十字



看護師の養成



医療事業



血液事業



社会福祉



皆さまに支えられて日本赤十字社滋賀県支部は2026(令和8)年に支部創立130周年を迎えます。これからも皆さまのあたたかい思いと共に、救うことを続けます。

令和7年5月8日

学区自治連合会長 様
自治会長 様

滋賀県緑化推進会
大津支部長 佐藤 健司

令和7年度「緑の募金」への協力について（お願い）

平素は、緑化推進行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

緑の募金は、市街地等の緑化推進や琵琶湖をとりまく森林の整備、緑の国際協力を図ることを目的としています。

これらの目的達成のため、今年度も下記のとおり募金活動を実施いたしますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 「緑の募金」とは

かけがえのない森林を、緑豊かなものとして後世に引き継ぐとともに、学校や身近な公共空間の緑づくりなどを積極的にすすめ、美しい緑あふれる郷土をつくるため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて行っているものです。

2 各世帯への募金方法について

募金活動の方法は、各学区自治連合会、自治会の皆様にお任せいたします。（募金袋を同封しますので、募金の取りまとめ等にご活用ください。）

3 募金納入方法及び期日

大津市では、従来どおり年1回の募金としていますので、12月26日までに下記口座へ振り込みをお願いいたします。

（手数料がかからない専用の振込用紙をご案内時に同封しますので、ご活用ください。）

- （1） 滋賀銀行大津市役所出張所 普通預金 口座番号 68564
口座名義 滋賀県緑化推進会 大津支部長 佐藤 健司
- （2） 関西みらい銀行びわこ営業部 普通預金 口座番号 377931
口座名義 滋賀県緑化推進会 大津支部長 佐藤 健司

事務局：大津市公園緑地課
担 当：浅野・大塚
(Tel 528-2784)

令和7年度

緑の募金

私たちの暮らしを守り、
地球温暖化防止にも大きな役割を持つ
湖国の豊かな森林・緑を守り育てるため、
「緑の募金」にご協力をお願いします。

《募金運動期間》

春の新緑シーズン

4月1日～5月31日

秋の紅葉シーズン

9月1日～10月31日

令和6年度標語コンクール最優秀作品

そだてよう

未来のみどりと

ぼくらのこころ

一花 篤 長浜市立長浜小学校2年(当時)

滋賀県緑化推進会は、寄付をされた法人や個人の方々が税制上の優遇措置(所得控除制度)を受けることができる**公益財団法人**です。

特に寄付者が個人の場合は、選択により税額控除制度の適用を受けることができます。

大津市松本一丁目2-1 大津合同庁舎6階

TEL 077-522-7828 FAX 077-516-7858

<https://si-ryoku.com>



募金目標額 5,000万円

滋 賀 県
公益財団法人 滋賀県緑化推進会
各市町緑化推進委員会

「緑の募金」の活動は、
SDGsに貢献しています!

緑の募金
で進めよう
SDGs

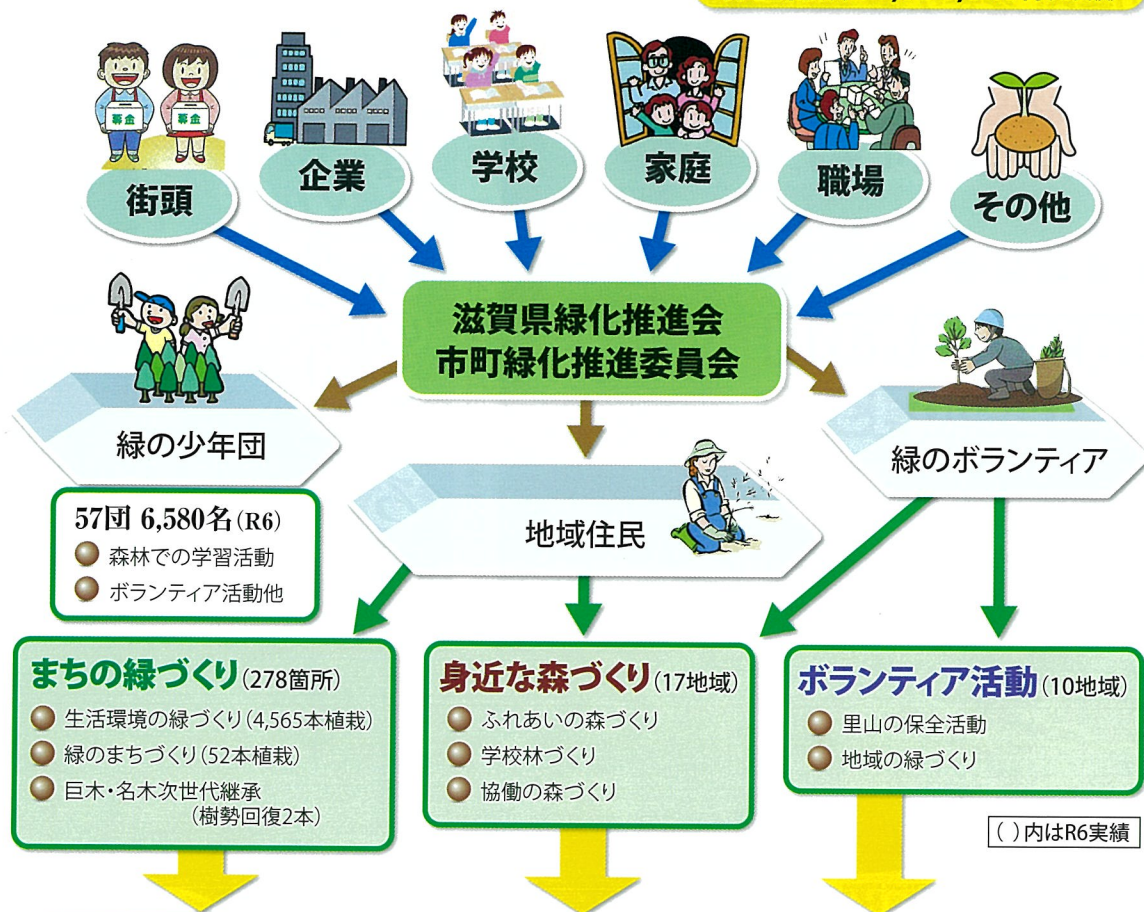
「緑の募金」にご協力いただきありがとうございます。



皆様からお寄せいただきました募金は、湖国の森づくり、緑づくりに活用されています。

「緑の募金」と事業のしくみ

募金総額 38,530,347円 (R5実績)



活動の事例

身近な森づくり



ふれあいの森づくり



学校林づくり

まちの緑づくり



生活環境の緑づくり

ボランティア活動



里山の保全活動

緑の募金活動



街頭募金活動

緑の少年団活動



自然観察

未来へつなげる
琵琶湖を育む豊かな森林・緑づくり

～持続可能な緑あふれる暮らしを地域協働で守り育てる～

「緑の募金」が10,000円集まると
サクラの苗木約10本を植えることができます!

令和 7 年 5 月 8 日

学 区 自 治 連 合 会 長 様

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局

第 6 0 回 琵琶湖市民清掃実施にかかる周知等について（依頼）

平素より、琵琶湖を美しくする運動実践本部の活動に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、第 6 0 回琵琶湖市民清掃は、別紙要綱のとおり実施します。
つきましては、下記事項を含め、貴学区自治連合会の各自治会へ周知していただきますようお願いいたします。
また、各種書類の提出についても、あわせてよろしくお願い申し上げます。

記

1 令和 7 年度 琵琶湖市民清掃実施要綱について

安全かつ円滑に市民清掃が行えるよう、貴学区内の各自治会の皆様に実施要綱を十分御理解いただくため、学区自治連合会定例会等で周知していただきますようお願いいたします。
実施要綱は、実践本部事務局 H P 及び大津市 H P にも掲載しておりますので、必要に応じて入手いただきますようよろしくお願いいたします。

・実践本部事務局 H P (<https://simin-seisou.localinfo.jp/>)

・大津市 H P (<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/biwako/39746.html>)

なお、下記の点については、特に周知徹底をよろしくお願いいたします。

(1) ごみ回収時間について

- ・原則、10 時までにごみを出してください。
- ・ただし、午前 9 時前後からごみの回収を開始する集積所もありますが、その場合、10 時以降にも回収もれの確認をします。
- ・順次、ごみを収集しますので、ごみの回収時間が夕方頃までかかることがあります。

(2) 土砂類の回収について

- ・積極的な収集は事故防止の観点からも控えていただき、可能な限り地域での処理をお願いします。なお、当日に止むを得なく排出された土砂類については回収いたしません。土のう袋に入れて他のごみと重ならないように、集積所に集積してください。

(3) ごみの収集確認について

ごみの収集確認や、集積所の見回りは不要です。

万一、翌日以降にも市民清掃のごみが残っている場合は、琵琶湖を美しくする運動実践本部まで御連絡ください。

(4) 長尺物の取り扱いについて

- ・市民清掃翌日の長尺物（伐採した枝や竹などで、長さ 70 cm、太さ 5 cm を超えるもの）の収集は行いません。
- ・袋に入りきらない枝類については長さ 70 cm、太さ 5 cm 未満のものであれば可燃ご

みとして当日に収集します。

- ・広がった枝などを払い落とし、ビニール紐や荒縄等で結束してください。

- (5) 学区自治連合会で集められたごみは、あらかじめ報告いただいている集積所についてのみ回収します。集積所には、集積所番号を記載した用紙を、見やすい場所に1枚貼ってください（ごみ袋に直接貼り付けないでください。様式については任意です）。

なお、普段収集されないものがこの日に限り、特別に収集されることはありません。必ず実施要綱5の「ごみの分別の仕方」に従って、ごみの搬出をしてください。

- ・大津市の処理施設で処理できないリサイクル家電対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、適正処理困難物（タイヤ、消火器、バッテリーなど）や大型ごみは、集積所に持ち込まれても回収されません。通行の妨げや近隣の方の御迷惑になりますので、絶対に持ち込まないでください。
 - ・これらの不法投棄物を市民清掃時に見つけた場合は、見つけた場所から動かさずに、「琵琶湖市民清掃不法投棄物（リサイクル家電・適正処理困難物等）連絡票」に『物品名、数量、発見場所等』を記載し、学区自治連合会単位でまとめて、実践本部事務局にFAX等で御連絡ください。
- (6) 無理な作業は、事故やけがの原因になります。実施要綱3-②の「注意が必要な作業」について、参加者に周知していただきますようお願いいたします。
また、作業が困難・危険だと思われるところの清掃は行わず、追って施設管理者に連絡し、対応を相談してください。
- (7) 全世帯参加を強制する等の無理な参加要請はしないでください。特に高齢者や病弱者等の世帯には、御配慮ください。

2 当日の中止等の連絡先

市民清掃当日、実践本部として中止を決定した場合の貴学区連合会への連絡先を、別紙「中止等の連絡先報告書」により、5月23日(金)までに、実践本部事務局へ御報告ください。

3 当日の参加人員の報告について

- (1) 「学区自治連合会用琵琶湖市民清掃実績報告書」(実施要綱 別紙-3)を市民清掃実施翌日の午後5時までに、実践本部事務局へFAXもしくはメールで送信してください。今年度から袋数の報告は不要とし、参加人数のみ記入して下さい。
なお、「自治会用琵琶湖市民清掃実績報告書」は、貴学区内での集計用として使用いただく様式ですので、実践本部事務局へFAXもしくはメールで送信していただく必要はありません。報告先、FAX番号、報告締切り時刻等を適宜追記いただき、貴学区内でご利用ください。
- (2) 各集積所の集積状況の写真撮影・写真提出は不要です。

4 傷害保険、賠償責任保険について

実践本部で、傷害保険【(予定)死亡800万円、入院日額3千円、通院日額2千円】や賠償責任保険【(予定)対人対物とも限度額3億円】に加入しますが、万一の事故やけがにかかる費用の全額を補償できるとは限りません。自治連合会や自治会においても、可能な限り保険に加入するなど、万が一の場合に備えをお願いします。特に、実施要綱記載の日以外に清掃を実施される団体は、保険適用ができない場合がありますのであらかじめ御了承ください。なお、けがや事故などが発生した場合は、必ず別紙「第60回 琵琶湖市民清掃に係る事故状況報告書」を実践本部事務局に提出してください。また、保険請求の際には保険会社から参加者名簿の提出を求められることがあります。名簿は参加者名のみのもので構いませんので、各参加団体で備え付けておいてください。

5 けがや事故等の防止について

市民清掃は、出来る範囲で、無理のないように実施して頂きますようお願い致します。例年、清掃中のけがや、草刈り機を使用する際の飛び石による物損事故等の報告もございますので、貴学区内での周知にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

<市民清掃 連絡・お問合せ先>

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局

(〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市環境政策課内)

電 話 (077) 528-2760

FAX (077) 522-1097

Eメール otsu1121@city.otsu.lg.jp

【実践本部事務局／直通】

電話・FAX (077) 526-5299

担当 高橋

第60回琵琶湖市民清掃のお知らせ

～自分たちの町を、自分たちの手できれいに～



実施日 令和7年6月8日（日）

※予備日 6月15日（日）

注意！

※中止の判断をした場合は予備日に延期します。

※清掃場所や清掃時間については所属の自治会等におたずねください。

袋に入りきれない枝類については長さ70cm、太さ5cm未満のみ、可燃ごみとして当日に収集します。

広がった枝などを払い落とし、ビニール紐や荒縄等で結束してください。

ごみ出しは原則、午前10時までです。

- 各集積所において、ごみ収集の立会いや収集状況の確認は不要です。
- 午前9時前後からごみの収集を開始する集積所もあります。
- ごみの収集は夕方頃までかかることがあります。

タイヤ・バッテリー、家電などの不法投棄物を発見された際は、その場から動かさず、裏面に記載の琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局まで御連絡ください。

☆実施の判断について☆

実施の判断は市民清掃前日の土曜日に行い、HPで開催または中止の周知をいたします。実施または中止のお知らせについては、午前6時00分からびわ湖放送のテレビ放送画面上に字幕で、実施の有無をお知らせするとともに、実践本部のホームページ（<https://siminseisou.localinfo.jp/>）においてもお知らせします。

琵琶湖市民清掃の注意事項

～市民清掃は、出来る範囲で、無理のないように、参加を強要しない～

こまめな水分補給を！



怪我や虫刺されにご注意
ください



○無理のない範囲の清掃を原則に、**最長1時間程度まで**の活動をお願いいたします。

○怪我や熱中症には十分にご注意ください。

ごみ等は袋に入れて、種類ごとに集積を！

下記の2種類に分別して、必ず透明(指定ごみ袋でも可)の袋に入れてください。

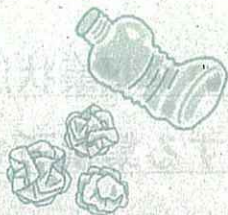
※ごみ集積所に集積所番号を記載した用紙を見やすい場所に貼ってください。

① 散在性の燃やせるごみ



- ・紙くず
- ・草、木の枝や竹
- ・ペットボトルなど

もやせるごみ



② 散在性の燃やせないごみ



- ・かん
- ・びん
- ・ガラス、陶器類
(割れたものは紙に包んで) など

もやせないごみ



※その他(土砂・石・泥類)

☆積極的な収集は事故防止の観点から控えていただき、可能な限り地域で処理をお願いします。

なお、当日に止むを得ず排出された土砂類については回収します。土のう袋に入れて他のごみと重ならないようにして集積所に集積してください。

注意！これら以外のごみ、袋に入っていないごみ等は回収されません。



お問い合わせ 『琵琶湖を美しくする運動実践本部』事務局
電話 526-5299 (平日：9時～17時)

学 区 自 治 連 合 会 長 様

琵琶湖を美しくする運動実践本部
本部長 北 川 吉 男

琵琶湖を美しくする運動実践本部活動助成金の交付について（通知）

平素より、琵琶湖を美しくする運動実践本部の活動に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年度も「琵琶湖市民清掃」を実施しますので、御協力をよろしくお願いします。
つきましては、琵琶湖を美しくする運動実践本部活動助成金交付規程に基づき、各学区自治連
合会に対して市民清掃事業について助成金が交付されますので、所定の様式により交付申請等の
書類の提出をお願いします。

記

1 交付申請について

＜助成金算定方法＞

（均等割）30,000円＋（世帯割）@30円×自治連合会加入世帯数（※）

（※）世帯数は、大津市自治連合会に報告された「令和7年4月1日現在」の学
区自治連合会加入世帯数

＜提出書類＞

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 口座振替依頼書（別紙－1）

[昨年度と振込先名義や口座の変更がある場合は、通帳の口座名義(フリガナを必ず記入してください)、金融機関・支店名、口座番号がわかる部分のコピーを添付してください]

＜提出期限＞

令和7年5月23日（金）必着 （期日厳守をお願いします。）

＜提出先＞

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局（大津市環境部環境政策課内）

2 実績報告について

<提出書類>

- ・ 活動助成金実績報告書（様式第3号）
- ・ 収支決算書
- ・ 領収書等の写し

（すべての支出について領収書の写し（明細の記載があるもの）もしくは支払証明書の添付が必要です。また、学区自治連合会から自治会等に対する助成金（間接補助）についても、自治会等の領収書のほかに、その自治会で購入した物品等の領収書等（明細の記載があるもの）の写しの添付が必要です。）

※クレジットカード等による物品購入も本事業の対象とします。物品購入に伴って付与されたポイントを補助対象経費から控除する必要はありませんが、ポイントを使用して購入した物品の費用は、補助対象経費から除外してください。

<提出期限>

- ・ 琵琶湖市民清掃を実施した場合
琵琶湖市民清掃実施後、令和7年8月29日（金）まで

<提出先>

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局（大津市環境部環境政策課内）

3 その他

平成29年度より交付規定の助成金対象経費の科目及び基準が変更されております。

下記添付書類を必ず御一読いただき、提出書類の作成をお願いいたします。

また、交付申請書提出時の必要書類としていた「市民清掃実施計画書」の添付を令和3年度より不要としております。

<添付書類>

- ・ 琵琶湖を美しくする運動実践本部活動助成金交付規程
- ・ 琵琶湖を美しくする運動実践本部活動助成金交付規程別表に定める助成対象経費の基準
- ・ 琵琶湖を美しくする運動実践本部活動助成金の交付についての注意点
- ・ 琵琶湖を美しくする運動実践本部活動助成金にかかる領収書等の注意点

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局

〒520-8575

滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市環境部環境政策課内

電 話：（077）528-2760

FAX：（077）522-1097

実践本部事務局直通

電話・FAX（077）526-5299

担当：高橋

※単位自治会や事業所の様式も、これに準じたものです。

琵琶湖市民清掃実績報告書

学区(全 枚中 枚目)

＜参加者＞(学区全体についてご記入ください)

	人数	備考
計		
うち高校生以下		

高校生以下の人数は、わかる範囲で結構です。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限: 清掃翌日午後5時まで)
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp

学区自治連合会加入
自治会用

琵琶湖市民清掃実績報告書

自治会(全 枚中 枚目)

<参加者>

	人数	備考
計		
うち高校生以下		

<ごみ収集量>

集積所 No.	燃やせるごみ (袋) (束)	燃やせないごみ (袋)	土砂 (袋)	備考

報告先:

FAX -

メールアドレス

学区自治連合会
(清掃翌日 時まで)

報告日 令和7年 月 日

琵琶湖市民清掃 中止等の連絡先報告書

○実践本部として中止を決定した場合等の連絡先

学区自治連合会名	学区自治連合会
希望の連絡先 ☐ 連合会長宅or携帯 ☐ その他	連絡先電話番号 () — [] ↑左記で「その他」を選択した場合は、上記電話番号が、どちらにつながるかを御記入ください。

提出締め切り 令和7年5月23日(金) (提出はFAXでもかまいません)

提出先：琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局（大津市環境政策課内）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話 (077) 528-2760 FAX (077) 522-1097

【実践本部直通】

電話・FAX 兼用 (077) 526-5299

令和7年度 琵琶湖市民清掃実施要綱

－琵琶湖を美しくする運動実践本部－



「琵琶湖を美しくする運動実践本部」（以下、「実践本部」）は、昭和47年に大津市自治連合会、大津市地域女性団体連合会、大津市水産振興対策協議会（漁連）並びに大津青年会議所の4者の呼びかけにより、“市民が愛着をもっているびわ湖の美しさを、自分たちの手で取り戻し末永く保持すること”を目的として設立され、現在の参加協力団体は125団体に及んでいます。

それ以来40年にわたって、同実践本部による「琵琶湖を美しくする運動市民清掃」（琵琶湖市民清掃）が実施され、びわ湖の環境保全及び水質浄化活動として、市民のみなさまに定着してきました。

1 はじめに

琵琶湖を美しくする運動実践本部(以下「実践本部」といいます。)では、琵琶湖市民清掃(以下「市民清掃」といいます。)を行っており、これまで琵琶湖の環境保全に大きな成果を上げてきました。

今年度の琵琶湖市民清掃に関しましても、熱中症対策の観点から、清掃時間を最長1時間程度とさせていただいたうえで、琵琶湖市民清掃を実施いたします。

※市民清掃は、参加を強制する行事ではありません。参加については、天候や体調等から各団体様や個人様でご判断ください。なお、当日、ご参加できなかった場合でも事前に準備された物品などは、市民清掃以外でもご利用いただけます。日々の自主的な清掃活動や地域の美化活動にご活用ください。

2 実施日・実施の可否

(1) 学区自治連合会

① 実施日等

実施基準日：令和7年6月8日(日) (予備日：令和7年6月15日(日))

清掃活動は、36学区一斉に指定の日に実施します。

※予備日が中止の場合、再度の延期は実施せず令和7年度琵琶湖市民清掃は中止となります。

② 実施の可否

実施または延期(中止)の判断は、前日の土曜日午後4時以降に行いますが、その時点での判断が難しい場合、当日午前5時になることもあります。詳細は、「実施要綱 別紙-1」(資料P5)をご確認ください。

実施または中止のお知らせについては、午前6時00分から6時5分までの間に、びわ湖放送のテレビ放送画面上に字幕で、実施の有無をお知らせするとともに、実践本部のホームページ、分けナビにおいてもお知らせします。

※琵琶湖を美しくする運動実践本部 HP (<https://simin-seisou.localinfo.jp/>)

(2) 事業所、その他団体等(上記(1)以外の団体)

・ 基本実施日：令和7年6月8日(日)

上記基本実施日の前後2週間以内程度のあらかじめ実践本部と協議した日時を、各事業所、その他団体の実施日とし、雨天時等の対応についても実践本部と個別に協議して決定します。

3 実施内容

(1) 全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

①清掃実施場所

市内全域（琵琶湖、湖岸、河川、道路、公園等の公共的な場所）

② 注意が必要な作業

- ア. 側溝の重い溝蓋の上げ下げ
- イ. 河川の斜面の草刈り、河川の中での作業
- ウ. 公園や道路植樹帯の高木の枝切り
- エ. 道路の中央分離帯、交通量が多い所での作業
- オ. 草刈機等の使用（飛び石など、周囲の安全状況にも十分配慮してください。）
- カ. その他、困難又は危険と思われる作業
 - ・ 上記に掲げる作業は、けがや事故の原因となることが多いので、作業を控えてください。作業をされる場合は、各団体で実施計画を立てる際に、参加者に無理をしないように周知徹底してください。
 - ・ 清掃作業が困難又は危険と思われる場所には立ち入らず、後日、施設管理者に連絡し、対応を相談してください。
 - ・ 清掃時間は最長1時間程度となっておりますので、無理のない範囲で作業してください。

【施設管理者】

- 琵琶湖及び湖岸 ⇒ 滋賀県大津土木事務所 (Tel 5 2 4 - 2 8 1 3)
- 河川及び水路 ⇒ 大津市道路・河川管理課 河川係 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 3)
- 大津市道 ⇒ 大津市道路・河川管理課 維持第1・2係 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 2)
- 公園 ⇒ 大津市公園緑地課 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 4)
- 不法投棄 ⇒ 大津市産業廃棄物対策課 (Tel 5 2 8 - 2 9 1 0)

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局 (Tel 5 2 6 - 5 2 9 9)

③ 実施方法

学区自治連合会は、各学区単位で各地域の清掃を実施します。

事業所、その他団体等については、事業所、その他団体等ごとに清掃活動を実施します。

学区自治連合会と事業所、その他団体等が共同で実施してもかまいません。

4 ごみを出す場所、ごみを回収する時間

(1) 学区自治連合会

①ごみを出す場所

あらかじめ学区自治連合会が指定の集積所に出してください（これ以外の場所に出されたごみは収集されません。）。また、市民清掃のごみであることを周知するために、集積所番号を記載した用紙を、見やすい場所に1枚貼ってください。（ごみ袋に直接貼り付けしないでください。なお、様式については任意です）。

※ごみの種類（燃えるごみ、燃えないごみ、土砂・石・泥類）ごとに分けて異なる種類のごみ袋同士が重なることのないように集積してください。（ごみの種類ごとに別々の車両で収集するためです。）

②ごみを回収する時間

概ね午前 10 時より回収を始めます。

回収時間に間に合うよう、ごみを出してください。また、ごみの回収を効率的に行うため、午前 9 時前後から収集できる体制を整えており、事前にお申し出いただいた地域は 10 時より前に回収する場合があります。全てのごみを回収するのに、夕方頃までかかる可能性がありますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

③不法投棄連絡

市民清掃実施当日に不法投棄物を発見した場合は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させず、「別紙－2」（資料 P 6）の連絡票により、市民清掃翌日の 17 時までに、学区自治連合会で各自治会からの報告を取りまとめたうえ、実践本部事務局に提出してください。連絡後の対応については、市民清掃実施日の翌日以降、1 ヶ月以上後になることもあります。

※市民清掃当日よりも前から不法投棄物を発見されていた場合や、市民清掃翌日 17 時までの連絡票提出期限を過ぎる場合については、大津市産業廃棄物対策課（Tel 5 2 8－2 9 1 0）に直接ご連絡ください。

④参加者人数の報告等

各集積所において、ごみ収集の立会いや収集状況の確認は不要です。

参加人数のみ「別紙－3」（資料 P 7）の報告書を実践本部事務局に提出してください。

（2）事業所、その他団体等（上記（1）以外の団体）

ごみを出す場所、ごみを回収する時間については、あらかじめ個別に実践本部と協議した内容とします。

5 ごみの分別の仕方

別紙－4（資料 P 8、9）「ごみの分別の仕方」を参照ください。

6 活動への参加心得

- ・天候、体調等で当日、参加できなくても、準備いただいた物品などは他の美化活動で活用いただけます。
- ・市民清掃は参加を強制する行事ではありません。参加についての判断は各団体様、個人様で御判断ください。
- ・各参加団体においては、高齢者や病弱者等の世帯に、無理な参加要請はしないようにしましょう。
- ・お子様の参加については、保護者等と一緒に参加いただきますようお願いいたします。
- ・危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・活動時間は最長 1 時間程度とし、長時間の活動は避けてください。

7 その他

- ・ホタルなどの水辺の生物の生息地では、6月から7月末頃までの期間に水辺の草を刈り取ると、生物の生息に影響を及ぼす場合があります。清掃場所に注意をしましょう。
- ・実践本部では傷害保険と損害賠償保険に加入しますが、参加者の怪我や事故等に対し、保険の範囲で対応するもので治療費等を全額補償するものではありません。（「2 実施日・実施の有無・時間」であらかじめ決められた以外の日に実施される場合の当保険適用については、実践本部事務局にご相談ください。また、琵琶湖市民清掃以外の地域清掃（美化活動）については、当保険は適用されません。）
- ・十分な補償とするため、各参加団体においても、できるだけ保険に加入していただくようお願いいたします。

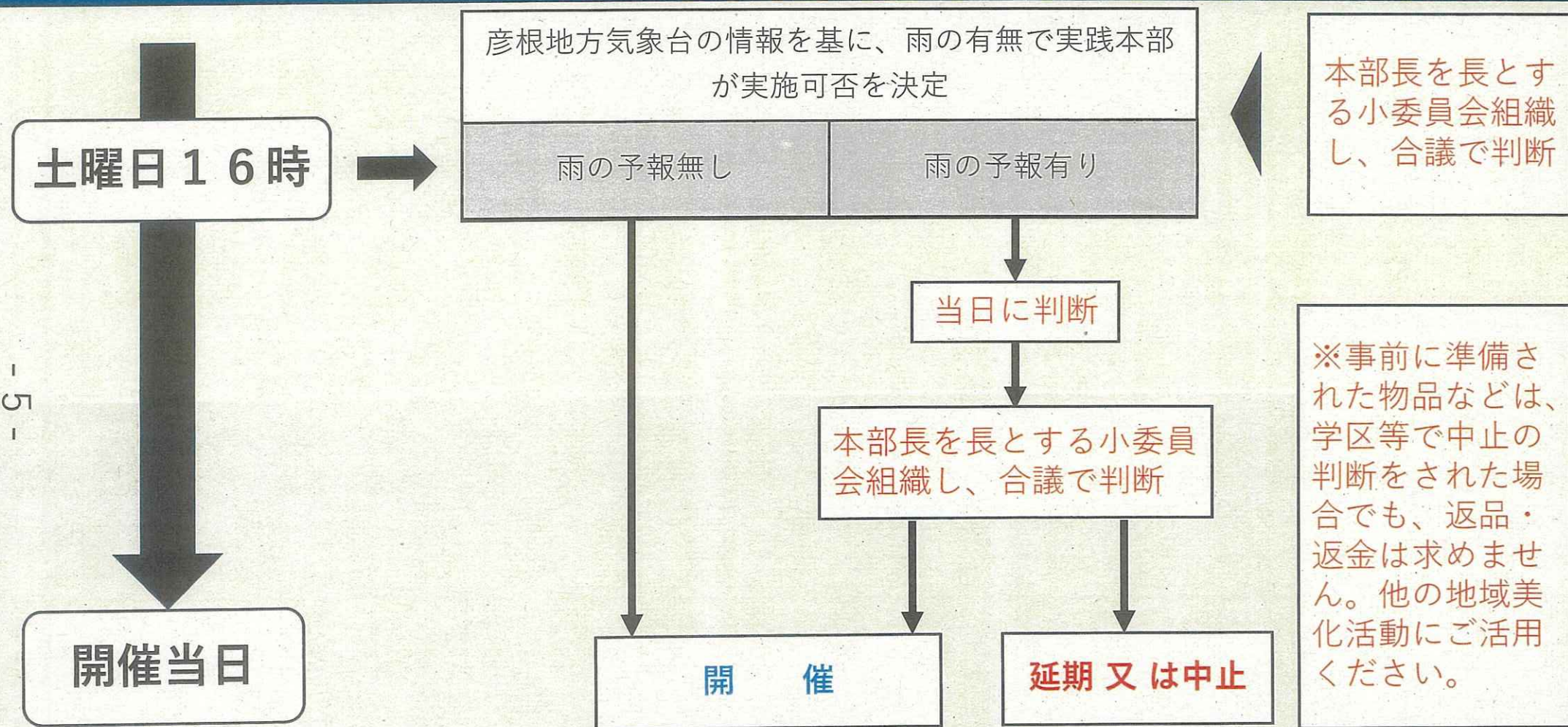
◆注意事項

- ・実践本部が市民清掃を実施する場合であっても、市内各地において天候等の状況が異なる場合がありますので、最終的な参加の有無は、各団体様や各個人様で御判断ください。
- ・不法投棄物を発見された際は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させないでください。
- ・地域の美化の全てを市民清掃が担うのではなく、市民清掃の原点に立ち返り、実践本部のルール（実施要綱）に基づき、自らの責任で出来る範囲で、無理のない清掃を実施するという考え方で事業を行います。
- ・草刈機の不慣れな使用や、重たい溝蓋上げなどの危険な作業は避けましょう（安全最優先）。やむを得ず、草刈り機を使用する場合は、飛び石など周囲の状況にも十分注意してください。
- ・危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・ごみの分別、袋詰めを徹底してください。
- ・家庭や事業場、その他の公共的な場所以外のごみは持ち込まないでください。
- ・ペットボトルやレジ袋等の散在性プラスチックごみは環境に悪影響を与えるため積極的に回収してください。
- ・活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・熱中症には十分注意をしてください。十分な水分補給や、早朝など涼しい時間に短時間で終了させる等の対応をお願いします。
- ・活動時間は最長1時間程度とし、長時間の活動は避けてください。

§ この実施要綱は、琵琶湖を美しくする運動実践本部のホームページにて閲覧できます。

<https://simin-seisou.localinfo.jp>

実施可否の判断



※最終的な参加のご判断は、体調等を考慮しながら各個人様でご判断ください

不法投棄物は、発見場所から動かさないでください。
不法投棄物は、絶対に集積所に収集しないでください。

実施要綱
別紙-2

琵琶湖市民清掃不法投棄物(リサイクル家電・適正処理困難物等)連絡票

令和 年 月 日受付
受付者

報告者氏名 (わかれば 報告者の所属も 記載してください)		連絡先 (日中に 連絡のつく 電話番号)	
不法投棄物の 種類・数量等			
場所 (必ず別紙に地 図を添付してく ださい。)	例)大津市御陵町3-1の北側 電柱付近 ・詳細は別紙地図に記載のとおり		
その他			

- ・本連絡票は、市民清掃実施当日に見つけた不法投棄物を報告する場合に使用してください。
- ・見つけた不法投棄物は、絶対に見つけた場所から移動させないでください。
- ・不法投棄物の対応は、連絡から1ヶ月以上後になることもあります。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限:清掃翌日午後5時まで)
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp

※単位自治会や事業所の様式も、これに準じたものです。

琵琶湖市民清掃参加人数報告書

学区(全 枚中 枚目)

＜参加者＞(学区全体についてご記入ください)

	人数	備考
計		
うち高校生以下		

高校生以下の人数は、わかる範囲で結構です。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限:清掃翌日午後5時まで)
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp

ごみの分別の仕方

ごみの分け方	種類	出し方
燃やせるごみ	草・木の枝や竹 散在性の燃やせるごみ ペットボトル	○草・木の枝、竹は <u>長さ40cm未満、太さ5cm未満</u> に切って袋に入れてください。 ○草は刈り倒し、河川の流れに影響のないところに置くなど、可能な場合は地域で処理しましょう。
燃やせないごみ	散在性の燃やせないごみ びん、ガラス、陶器類	○割れたガラスなどは紙に包む等、安全な工夫をしてください。
土砂・石・泥類		○地域の植え込みや道のくぼみに埋めるなど、可能な限り地域で処理してください。 ○止むを得ない排出されたものは、 <u>土のう袋</u> に入れ、ほかのごみと重ならないように集積所に出してください。

ごみ袋の出し方

燃やせるごみ・燃やせないごみ	指定ゴミ袋又は透明のポリ袋
土砂・石・泥類	土のう袋

注 意 点

- ① 家庭及び私有地のごみ(草・木の枝や竹を含む)、集合住宅などの管理のごみ(放置自転車など)や事業所のごみなど、**市民清掃実施場所以外から排出されたごみは、収集できません。**
- ② 集積所には、ごみ袋同士(燃えるゴミ、燃えないゴミ、土砂・石・泥類)が重なることのないよう出してください。
- ③ 草・木の枝や竹で、長さ40cm未満、太さ5cm未満に切って袋に入れることができないものは、**下記の条件を全て満たしたものに限り収集できます。**
- ・ 清掃活動により刈り取った草・木の枝や竹で、**長さが70cm未満、太さが5cm未満**であること。(加工木や廃材は収集されません。)
 - ・ 収集車両(パッカー車)に積み込める状態にまで、広がった枝をはらう等したもの。
 - ・ 収集車両(パッカー車)に積み込みやすい状態に**荒縄またはビニール紐で結束**してあること。
- ④ 大津市の処理施設で処理できない**以下のごみは、出さないでください。**
- ・ 家電リサイクル品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
 - ・ パソコン類
 - ・ その他大津市で処理されないもの(プロパンガス、自動車及びその部品、自動二輪及びその他部品、タイヤ、バッテリー、消火器等)

* 報告先：琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局（環境政策課内）
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
電話（077）528-2760 FAX（077）522-1097
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp
【実践本部事務局直通】
電話・FAX兼用（077）526-5299

令和7年5月8日

学区自治連合会長 様

市 民 部 長

令和7年度学区要望について

新緑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の各般にわたり格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび令和7年度学区要望について、受付を開始いたします。

貴学区の地域整備、環境改善などに関する御要望がございましたら、別紙「学区要望マニュアル」に基づきお取りまとめの上、御提出ください。

〒520-0047

大津市浜大津四丁目1-1

明日都浜大津4階

大津市市民部 自治協働課市民相談室

担当：上田

電話：077-528-2666



学

区

要



望

自治連合会用

令和7年度

市民相談室

目 次

第1章 学区要望について

1. 学区要望とは	1
2. 学区要望の事務手順	1
3. 要望書の作成方法について	2
4. 要望先の判断	3
5. 要望にあたってのお願い	3
6. 提出について	3
《資料》関係機関一覧	4

第2章 修繕、維持管理等や個人的な要望の依頼

1. 修繕、維持管理等の依頼とは	5
2. 依頼の方法について	5

◆学区要望と修繕・維持管理等の依頼の方法について

要 望 内 容	要望・依頼の方法
学区全体のまちづくりに関わる要望 ※市街灯やカーブミラーの新規設置を含む	学区要望書を市民相談室へ提出
既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等に関する依頼	直接、担当課へ依頼（随時受付） 電話、メール、FAX、市民通報システム、修繕等依頼書

修繕・維持管理等の依頼は、随時担当課へ直接ご連絡いただくようお願いいたします。

第1章 学区要望について

1. 学区要望とは

地域の目指す将来像に近づくため、また、地域が抱える課題を解決し、よりよいまちづくりに資するための、地域から大津市への要望です。

2. 学区要望の事務手順

- ◆学区要望書：8月末までに提出（原則として、Wordで作成したもの。データも送付）
- ※提出については、支所からの逡送や郵送でも受付けています。

学区要望 事務手順

各自治会は、要望書（添付用地図・写真含む）を作成します。



各自治会は、要望書を当該学区自治連合会へ提出します。



当該学区自治連合会は、自治会からの要望内容を集約の上、学区要望書として取りまとめ、市民相談室へ提出します。



市民相談室は、学区要望書を各担当課へ送付し、期日までに回答を求めます。



各担当課は、学区要望について市民相談室へ回答します。



市民相談室は、各担当課の回答を取りまとめの上、回答書を学区自治連合会あて送付します。



当該学区自治連合会は、学区要望書の回答を各自治会へ回付します。

3. 要望書の作成方法について

(1) 「要望書及び回答書」の様式は、所定の様式（Word）を使用し、書式等の変更はしないでください。

◎「要望書及び回答書」の様式は、市ホームページからダウンロードできます。（5月9日以降）
市ホームページ 組織から探す > 市民部 > 市民相談室 > 業務案内 > 学区要望

(2) 「要望書及び回答書」の様式により「新・継」「要望内容及び要旨」「担当課」を記載してください。（新規・継続の区別は、できるだけ正確にご記入ください。）

◎「要望内容及び要旨」については、簡潔にお願いします。

◎要望書を手書きされる場合は、ボールペンを使用し、楷書（かいしよ）で大きく明瞭に記載してください。

(3) 前年度を含め、過去に同一箇所の要望をされた場合は、過去の回答の内容等を踏まえて要望の必要性を検討するとともに、状況に変化があった場合は、経過等を含めて記載してください。

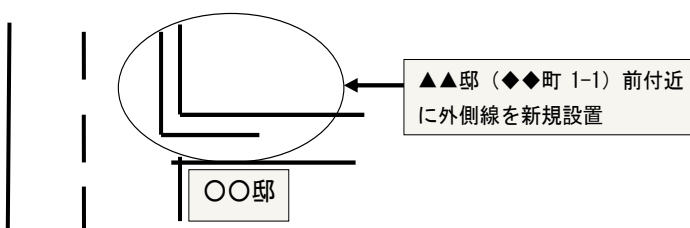
(4) 「図面・写真」欄には、要望に対応する位置図、写真と同じ資料番号を記載してください。

◎要望場所や要望内容の特定しやすい資料をできるだけ「A4カラー」で、ご提出をお願いします。

◎すべての地図に、自治会名を明記してください。

【位置図】 位置図には最寄りの公共施設や住所を明記する等、確実に場所を特定できる工夫をお願いします。

(例)



【写真】 写真は、近景だけでなく、なるべく周囲の状況がわかるように撮影してください。

(5) 平日の昼間に連絡がとれる連絡先を必ず明記してください。

(6) 市街灯やカーブミラーの新設条件は、次のとおりです。

【市街灯】 大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯

- 市道であること（国道、県道、里道及び私道には設置できません。）
- 原則、既存の関西電力柱やNTT柱（それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること）

【カーブミラー】 交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するもの

「設置する場所」

- 大津市道の視界不良のカーブ
- 大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点（公道とは、国道、県道、他市道をさします）

「設置しない場所」

- 隅切りが施されており、視距が確保されている交差点
- 一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点

4. 要望先の判断

【道 路】市道か否かの判断は、「市道認定路線網図」を参照してください。

⇒担当課：路政課 [Tel077-528-2858](tel:077-528-2858)

「市道認定路線網図」

市ホームページ [便利なサービス](#)＞ [大津市地図検索サービス「My Townおおつ」](#)

【河 川】一級河川、普通河川、準用河川の判断

⇒担当課：道路・河川管理課 [Tel077-528-2782](tel:077-528-2782)

※一級河川でも、その上流や支流の場所によって普通河川となる場合がありますので注意してください。

※大津市が所管するのは、普通河川・準用河川です。

【公 園】児童遊園地及び都市公園

⇒担当課：公園緑地課 [Tel 077-528-2784](tel:077-528-2784)

【その他】所管課が不明の場合は、市民相談室（[Tel 077-528-2666](tel:077-528-2666)）へお問い合わせください。

5. 要望にあたってのお願い

（１）学区内で内容を調整のうえ、ご要望ください。

◎市道拡幅や側溝改修による通行幅の拡張等は、市道との境界確定や地権者の用地協力等が必要となる場合がありますので、協力が得られる見込み等、地元での調整を図っていただいた上で要望していただくようお願いします。

（２）個人的な要望は学区要望ではなく直接担当課へご連絡ください。（主なものはP5参照）

（３）道路や公園施設の修繕の依頼は直接担当課へご連絡ください。（主なものはP5参照）

◎既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等については、学区要望ではなく、直接担当課へご連絡ください。（P5参照）

【緊急性のある要望事項について】

市道上の穴ぼこ、陥没等、危険が伴い早急な対応を必要とする内容は、学区要望ではなく、直接担当課に申し出るか、市民通報システムをご利用ください。

市民通報システム（修繕等）



市街灯、防犯灯の不点灯の通報については、専用システム「おおつ 市街灯光ラナイくん」、及び大津市コールセンター（077-523-1234）で電話受付も可能です。

おおつ 市街灯光ラナイくん（市街灯）



なお、大津市所管業務以外のご要望については、適切な要望先をご案内し、大津市ではご意見として拝聴させていただきます。

（４）大津市が所管する業務以外の要望については、関係機関（P4参照）へ直接要望してください。（なお、ＪＲへのご要望につきましては、地域交通政策課が窓口です）

6. 提出について

学区要望書は、8月末までに市民相談室（[Tel 077-528-2666](tel:077-528-2666)）へ、提出してください。

◆データ メール（otsu1168@city.otsu.lg.jp）

◆紙ベース 手渡し、郵送（浜大津4丁目1-1 明日都浜大津4階 市民相談室）、逡送

関係機関一覧

要 望 内 容		所 管 機 関	代表者及び連絡先
① 信号機の設置、横断歩道の設置、一旦停止線の設置、道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策		大津北警察署	署長 安田 恵介 大津市真野二丁目 2 0 - 2 3 Tel 077-573-1234 ① 窓口：交通課 ② 窓口：地域課
	② パトロール強化、交番の設置について	大津警察署	署長 四谷 尚佳 大津市打出浜 1 2 - 7 Tel 077-522-1234 ① 窓口：交通第一課 ② 窓口：地域課
国道 1 号、161号、湖西道路に関する要望について (歩道整備、街灯設置等含む)		国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	所長 田崎 祥二 大津市竜が丘 4 - 5 Tel 077-523-1741
維持管理にかかる緊急性のある連絡	国道 1 号に関する事	草津維持出張所	栗東市中沢二丁目 1 2 - 3 0 Tel 077-562-0842
	国道161号、湖西道路に関する事	堅田維持出張所	大津市本堅田四丁目 1 5 - 3 Tel 077-572-1580
瀬田川の維持管理等について		国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所	所長 板坂 浩和 大津市黒津四丁目 2 - 1 Tel 077-546-0006 ※琵琶湖河川事務所のホームページのお問い合わせフォームもご利用いただけます
県道及び国道367号、422号、477号の維持管理等について (道路拡幅、歩道整備、街灯設置、側溝整備、除草等含む)		滋賀県大津土木事務所	所長 竹下 滋明 大津市松本一丁目 2 - 1 Tel 077-524-2832 Fax 077-525-9352 Mail ha30200@pref.shiga.lg.jp
一級河川の維持管理等について (浚渫、除草、護岸整備、改修等含む)			
郵便ポストの設置等について		大津中央郵便局	局長 江藤 淳 大津市打出浜 1 - 4 Tel 077-524-2002
私道関係		地権者又は地元で維持管理	
農道関係		受益者又は地元で維持管理	
土地改良関係		学区内で農業組合、水利組合等と調整をお願いします。	

第2章 修繕、維持管理等や個人的な要望の依頼

1. 修繕、維持管理等の依頼とは

既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等についての依頼。

2. 依頼の方法について

修繕等は、随時、各自治会から直接担当課へ依頼してください。

修繕等は、「修繕等依頼書」（依頼書は支所を通じて提出可能）のほか、電話、メール、FAX、市民通報システム（P3のQRコード参照）でも依頼できます。

※修繕等依頼書により担当課へ依頼するもの

【道路関係】 担当課：道路・河川管理課 TEL 077-528-2782

- ・舗装（打ち替え）
- ・道路区画線の引きなおし
- ・側溝蓋の補修
- ・側溝の補修（側溝の蓋掛けを除く）
- ・ガードレール・防護柵の補修
- ・カーブミラーの移設・角度調整
- ・市街灯・防犯灯の修繕・球切れ
- ・街路樹の剪定・消毒

【公園関係】 担当課：公園緑地課 TEL 077-528-2784

- ・公園の維持管理

※直接担当課へ相談するもの（相談窓口）

【水道・ガス関係】

- ・水道施設に関する相談 担当課：企業局 水道計画管理課 TEL 528-2606
- ・ガス施設に関する相談 担当課：企業局 ガス管理課 TEL 528-2610

【雑草関係】 担当課：環境政策課 TEL 077-528-2760

- ・空地の雑草繁茂に関する相談

【生活環境関係】 担当課：環境政策課 TEL 077-528-2735

- ・河川等の水質に関する相談
- ・大気汚染に関する相談
- ・騒音・振動苦情に関する相談
- ・悪臭苦情に関する相談

【ペットに関する相談】 担当課：動物愛護センター TEL 077-574-4601

- ・犬、猫、ペットに関する個別の相談等

【児童クラブに関する相談】 担当課：児童クラブ課 TEL 077-528-2776

- ・児童クラブの入所等の相談
- ・児童クラブの施設の維持管理の相談

学区要望マニュアル（自治会用）

要望にあたってのお願い

- ・個人的な要望は学区要望ではなく直接担当課へご連絡ください。（主なものはP4参照）
- ・道路や公園施設の修繕の依頼は直接担当課へご連絡ください。（主なものはP4参照）
- ◎ **既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等については、学区要望ではなく、直接担当課へご連絡ください。**
- ・自治会内で内容を調整のうえ、ご要望ください。
- ◎ 市道拡幅や側溝改修による通行幅の拡張等は、市道との境界確定や地権者の用地協力等が必要となる場合がありますので、協力が得られる見込み等、地元での調整を図っていただいた上で要望していただくようお願いします。（P4参照）

第1章 学区要望について

1. 学区要望とは

地域の目指す将来像に近づくため、また、地域が抱える課題を解決し、よりよいまちづくりに資するための、地域から大津市への要望です。

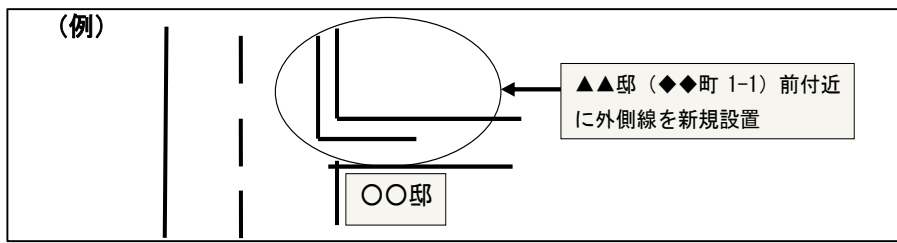
2. 学区要望の事務手順

- 1) 自治会は要望書（添付用地図、写真含む）を作成します。（原則としてWordで作成したもの。データも送付）
- 2) 自治会は自治連合会が定めた提出期日までに要望書を当該学区自治連合会へ提出します。
- 3) 当該学区自治連合会は自治会からの要望内容を集約の上、学区要望書として取りまとめ、提出期日までに市民相談室へ提出します。
- 4) 市民相談室は学区要望書を各担当課へ送付し、回答期日までに回答を求めます。
- 5) 担当課は、学区要望書について市民相談室へ回答します。
- 6) 市民相談室は、各担当課の回答を取りまとめの上、回答書を学区自治連合会へ送付します。
- 7) 自治会は、当該学区自治連合会から学区要望書の回答を受け取ります。

3. 要望書の作成方法について

- 1) 「要望書及び回答書」の様式は、所定の様式（Word）を使用し、書式等の変更はしないでください。
◎ 「要望書及び回答書」の様式は、市ホームページからダウンロードできます。（5月9日以降）
市ホームページ 組織から探す > 市民部 > 市民相談室 > 業務案内 > 学区要望
- 2) 「要望書及び回答書」の様式により「新・継」「要望内容及び要旨」「担当課」を記載してください。
◎ 「要望内容及び要旨」については、簡潔にお願いします。
◎ 前年度を含め、過去に同一箇所の要望をされた場合は、過去の回答の内容等を踏まえて要望の必要性を検討するとともに、状況に変化があった場合は、経過等を含めて記載してください。
◎ 要望書を手書きされる場合は、ボールペンを使用し、楷書（かいしよ）で大きく明瞭に記載してください。
- 3) 「図面・写真」欄には、該当の要望に対応する位置図、写真と同じ資料番号を記載してください。
◎ 要望場所や要望内容の特定しやすい資料をできるだけ「A4カラー」で、ご提出お願いします。
◎ すべての地図に、自治会名を明記してください。

【位置図】 位置図には最寄りの公共施設や住所を明記する等、確実に場所を特定できる工夫をお願いします。



【写真】 写真は、近景だけでなく、なるべく**周囲の状況**がわかるように撮影してください。

4) 平日の昼間に連絡がとれる連絡先を必ず明記してください。

5) 市街灯やカーブミラーの新設条件は、次のとおりです。

【市街灯】 大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯

●市道であること（国道、県道、市道及び私道には設置できません。）

●原則、既存の関西電力柱やNTT柱（それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること）

【カーブミラー】 交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するもの

「設置する場所」

●大津市道の視界不良のカーブ

●大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点（公道とは、国道、県道、他市道をさします）

「設置しない場所」

●隅切りが施されており、視距が確保されている交差点

●一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点

4. 要望先の判断

【道路】市道か否かの判断は、「市道認定路線網図」を参照してください。

⇒担当課：路政課 [Tel 077-528-2858](tel:077-528-2858)

「市道認定路線網図」 [市ホームページ](#) [便利なサービス](#) > [大津市地図検索サービス「My Townおおつ」](#)

【河川】一級河川、普通河川、準用河川の判断

⇒担当課：道路・河川管理課 [Tel 077-528-2782](tel:077-528-2782)

※一級河川でも、その上流や支流の場所によって普通河川となる場合がありますので注意してください。

※大津市が所管するのは、普通河川・準用河川です。

【公園】児童遊園地及び都市公園

⇒担当課：公園緑地課 [Tel 077-528-2784](tel:077-528-2784)

【その他】所管課が不明の場合は、[市民相談室（Tel 077-528-2666）](tel:077-528-2666)へお問い合わせください。

【緊急性のある要望事項について】

市道上の穴ぼこ、陥没等、危険が伴い早急な対応を必要とする内容は、学区要望ではなく、直接担当課に申し出るか、市民通報システムをご利用ください。

市民通報システム（修繕等）



市街灯、防犯灯の不点灯の通報については、専用システム「[おおつ 市街灯光ラナイくん](#)」、及び**大津市コールセンター（077-523-1234）**で電話受付も可能です。

おおつ 市街灯光ラナイくん（市街灯）



なお、大津市所管業務以外のご要望については、適切な要望先をご案内し、大津市ではご意見として拝聴させていただきます。

4) [大津市が所管する業務以外のご要望については、関係機関（3ページ参照）へ直接要望してください。](#)

※なお、JRへのご要望につきましては、[地域交通政策課](#)が窓口です。

6. 提出について

提出期日及び提出方法は、当該学区自治連合会へお問い合わせください。

その他については、[市民相談室（浜大津4丁目1-1 明日都浜大津4階 Tel 077-528-2666）](tel:077-528-2666)へお問い合わせください。

関係機関一覧

要 望 内 容		所 管 機 関	代表者及び連絡先
① 信号機の設置、横断歩道の設置、一旦停止線の設置、道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策		大津北警察署	署長 安田 恵介 大津市真野二丁目 20 - 23 TEL 077-573-1234 ① 窓口：交通課 ② 窓口：地域課
② パトロール強化、交番の設置について		大津警察署	署長 四谷 尚佳 大津市打出浜 12 - 7 TEL 077-522-1234 ① 窓口：交通第一課 ② 窓口：地域課
国道 1 号、161号、湖西道路に関する要望について (歩道整備、街灯設置等含む)		国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	所長 田崎 祥二 大津市竜が丘 4 - 5 TEL 077-523-1741
維持管理にかかる緊急性のある連絡	国道 1 号に関する事	草津維持出張所	栗東市中沢二丁目 12 - 30 TEL 077-562-0842
	国道161号、湖西道路に関する事	堅田維持出張所	大津市本堅田四丁目 15 - 3 TEL 077-572-1580
瀬田川の維持管理等について		国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所	所長 板坂 浩和 大津市黒津四丁目 2 - 1 TEL 077-546-0006 ※琵琶湖河川事務所のホームページのお問い合わせフォームもご利用いただけます
県道及び国道367号、422号、477号の維持管理等について (道路拡幅、歩道整備、街灯設置、側溝整備、除草等含む)		滋賀県大津土木事務所	所長 竹下 滋明 大津市松本一丁目 2 - 1 TEL 077-524-2832 Fax 077-525-9352 Mail ha30200@pref.shiga.lg.jp
一級河川の維持管理等について (浚渫、除草、護岸整備、改修等含む)			
郵便ポストの設置等について		大津中央郵便局	局長 江藤 淳 大津市打出浜 1 - 4 TEL 077-524-2002
私道関係		地権者又は地元で維持管理	
農道関係		受益者又は地元で維持管理	
土地改良関係		学区内で農業組合、水利組合等と調整をお願いします。	

第2章 修繕、維持管理等や個人的な要望の依頼

1. 修繕、維持管理等の依頼とは

既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等についての依頼。

2. 依頼の方法について

◎修繕等は、随時、各自治会から直接担当課へ依頼してください。

◎修繕等は、「修繕等依頼書」（依頼書は支所を通じて提出可能）のほか、電話・メール・FAX・市民通報システム（2ページのQRコード参照）でも依頼できます。

※修繕等依頼書により担当課へ依頼するもの

【道路関係】 担当課：道路・河川管理課 Tel 528-2782

- ・舗装（打ち替え）
- ・道路区画線の引きなおし
- ・側溝蓋の補修
- ・側溝の補修（側溝の蓋掛けを除く）
- ・ガードレール・防護柵の補修
- ・カーブミラーの移設・角度調整
- ・市街灯・防犯灯の修繕・球切れ
- ・街路樹の剪定・消毒

【公園関係】 担当課：公園緑地課 Tel 528-2784

- ・公園の維持管理

※直接担当課へ相談するもの（相談窓口）

【水道・ガス関係】

- ・水道施設に関する相談 担当課：企業局 水道計画管理課 Tel 528-2606
- ・ガス施設に関する相談 担当課：企業局 ガス管理課 Tel 528-2610

【空地の雑草関係】 担当課：環境政策課 Tel 528-2760

- ・空地の雑草繁茂に関する相談

【生活環境関係】 担当課：環境政策課 Tel 528-2735

- ・河川等の水質に関する相談
- ・大気汚染に関する相談
- ・騒音、振動に関する相談
- ・悪臭苦情に関する相談

【ペットに関する相談】 担当課：動物愛護センター Tel 574-4601

- ・犬、猫、ペットに関する個別の相談等

【児童クラブの相談】 担当課：児童クラブ課 Tel 528-2776

- ・児童クラブの入所等の相談
- ・児童クラブの施設の維持管理の相談

令和7年5月8日

学区自治連合会長 様

総務部危機管理監

令和7年度に実施する各種訓練について（お知らせ）

平素は、本市防災行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、災害対応力の向上と防災意識の高揚を目的として、地域住民、防災関係機関及び行政の連携による各種訓練を下記のとおり実施しますので、日程等についてお知らせいたします。

記

◆大津市シェイクアウト訓練2025

- 1 実施日時 令和7年9月1日（月）
午前10時00分から約1分間（予定）
- 2 実施場所 大津市内全域
- 3 訓練対象者 大津市内の自治会、自主防災会、学校、保育園、幼稚園、企業、各種団体等

◆令和7年度大津市総合防災訓練

- 1 実施日時 令和7年11月9日（日）
午前8時30分から午前12時00分まで（予定）
- 2 実施場所 日吉台小学校を主会場とした日吉台学区全域
- 3 訓練対象学区 日吉台学区

【お問い合わせ先】

総務部危機・防災対策課 軽野 森脇
TEL 528-2616

令和7年5月8日

学区自治連合会長各位

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会
会長 佐藤 健司

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催に伴う各学区へのお願いについて（依頼）

平素は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの推進に、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございます。

また、学区自治連合会の皆様には、大津市実行委員会の一員として昨年度に開催いたしました大津市競技別リハーサル大会をはじめ、多大なるご支援とご尽力をいただいておりますこと、改めましてお礼申し上げます。

令和7年度となり、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催まで残りわずかとなりました。本市では国スポ・障スポの両大会において、県内最多の19競技が開催されます。これらの大会の成功には、市民や関係団体、行政等が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠であり、会場により多くの市民の皆様には足を運んでいただき、大会を楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

つきましては、両大会の開催にあたり以下の3点につきましてご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. お願い事項 ①学区のイベント等の日程調整について（別紙1）

学区において予定されるイベント等が両大会（デモンストレーションスポーツ、オープン競技を含む）の会期と重複しないよう、無理のない範囲でご配慮いただきますようお願い申し上げます。

②競技会場等について（別紙2）

本市開催競技で使用する競技会場、練習会場、駐車場を示しています。また、期間中は市内の多くの宿泊施設に選手、監督等大会関係者が宿泊します。一時的に、会場等の周辺道路の交通量の増加等が懸念されますが、市民への事前の周知や計画的な関係者等の輸送に努めてまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

③ふるまいの提供について（別紙3）

国スポでの「ふるまい」提供につきまして、別紙3のとおり、多くの皆様にご協力いただけることになりました。ご検討いただきました皆様、ありがとうございました。また、ご参加いただく皆様におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

2. 問い合わせ先 〒520-0805 大津市石場 10 番 53 号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局

電話番号：077-528-2919 ファックス：077-522-7766

メール：otsu7001@city.otsu.lg.jp

【別紙 1】

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025



2025 大津市開催日程

国スポ会期前 | 9月 6日(土)～ 9月15日(月・祝)

国スポ本会期 | 9月28日(日)～10月 8日(水)

障スポ会期 | 10月25日(土)～10月27日(月)

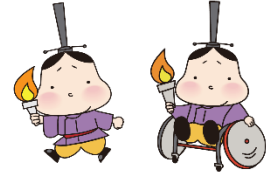
国スポ・障スポ 大津市は水も陸も熱い!!

国スポ会期前 | 2025年 9月 6日(土) ~ 9月15日(月・祝)

国スポ本会期 | 2025年 9月28日(日) ~ 10月 8日(水)

障スポ会期 | 2025年 10月25日(土) ~ 10月27日(月)

2025年に滋賀県で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」。
大津市では、19競技22種目を開催します。ぜひ、会場にお越しください。



■わたSHIGA輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)

正式競技(会期前)

競技名		種別	競技会場	2025年9月										
体操	競技	全種別	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	新体操	少年男子 少年女子		●	●					●	●	●	●	
	トランポリン	男子 女子					●							

正式競技(本会期)

競技名		種別	競技会場	2025年9月			2025年10月							
				28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
サッカー		少年女子	皇子山総合運動公園陸上競技場						●	●	●	●		
			伊香立公園芝生グラウンド						●					
			甲賀市水口スポーツの森陸上競技場						●	●				
テニス		全種別	大石緑地スポーツ村テニスコート		●	●	●	●						
ローイング		全種別	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)						●	●	●	●	●	
バスケットボール		成年男子	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)						●	●	●	●	●	
		少年男子							●	●	●	●	●	
セーリング		全種別	大津市柳が崎特設セーリング会場	●	●	●	●							
フェンシング		全種別	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)		●	●	●	●						
バドミントン		全種別	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	●	●	●	●							
ライフル射撃(25m)		成年男子	滋賀県警察学校射撃場						●	●	●			
カヌー	スラローム	成年男子	瀬田川特設カヌー競技場						●	●				
	ワイルドウォーター	成年女子							●			●		
空手道		全種別	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)							●	●	●		

特別競技

競技名		競技会場	2025年9月			2025年10月							
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
高等学校野球(硬式)		マイネットスタジアム皇子山 (皇子山総合運動公園野球場)		●	●		●						

デモンストレーションスポーツ

競技名	競技会場	開催日程
スポーツ拳法	皇子が丘公園体育館	2025年9月14日(日)
ラジオ体操第3(初代・二代目)	皇子が丘公園体育館	2025年6月 8日(日)
小倉百人一首競技かるた	滋賀県立武道館	2025年5月11日(日)
スリースマイルゴルフ	和邇市民運動広場グラウンド	2025年5月25日(日)

■わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)

正式競技

競技名		種別	競技会場	2025年10月		
				25	26	27
バスケットボール		知的障害	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	●	●	
車いすバスケットボール		身体障害		●	●	

@otsu_kokuspo



WEB・SNSで情報発信中!

オープン競技

競技名	競技会場	開催日程
スポーツウエルネス吹矢	皇子が丘公園体育館	2025年10月19日(日)



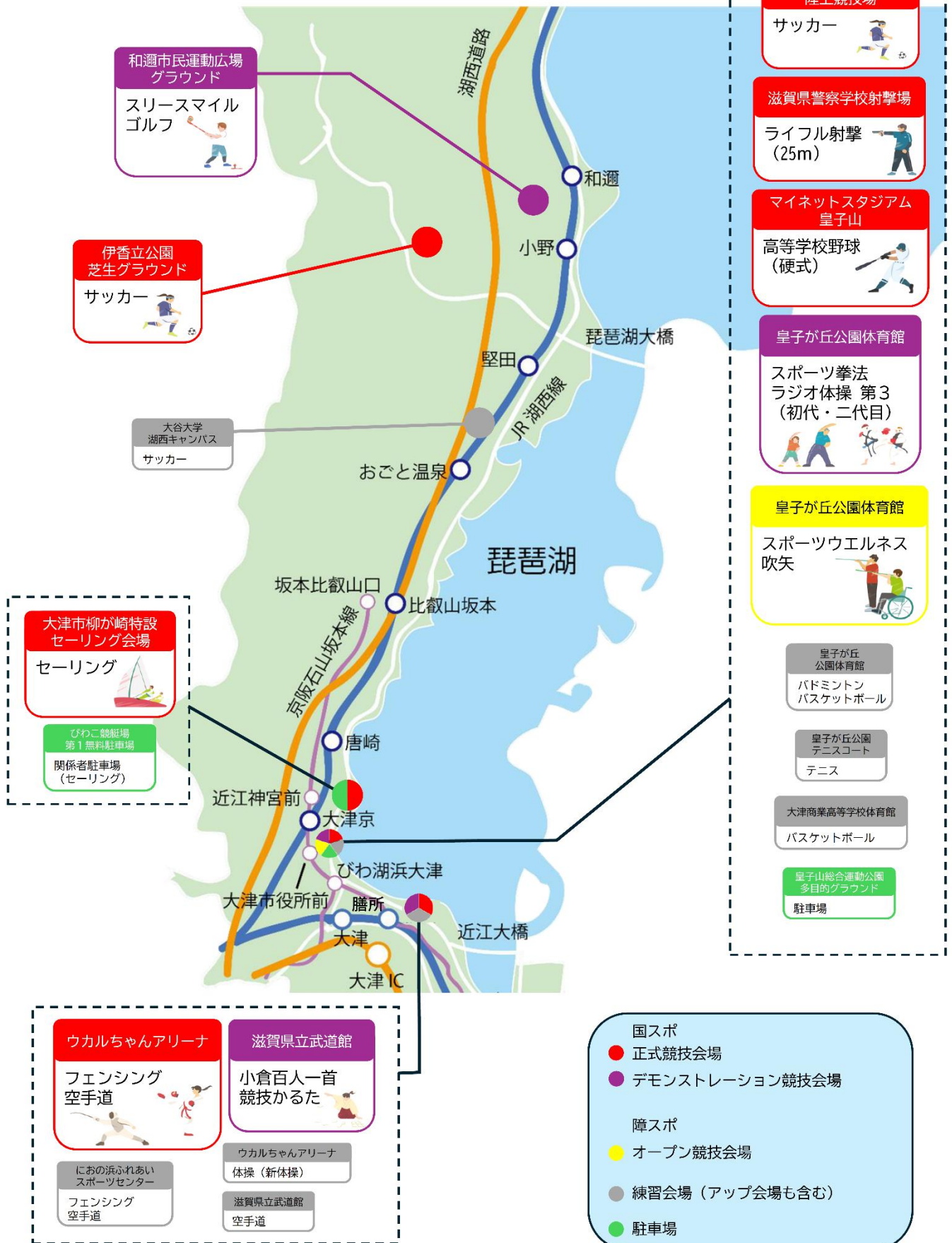
お問い合わせ | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局

TEL 077-528-2919 FAX 077-522-7766 MAIL otsu7001@city.otsu.lg.jp

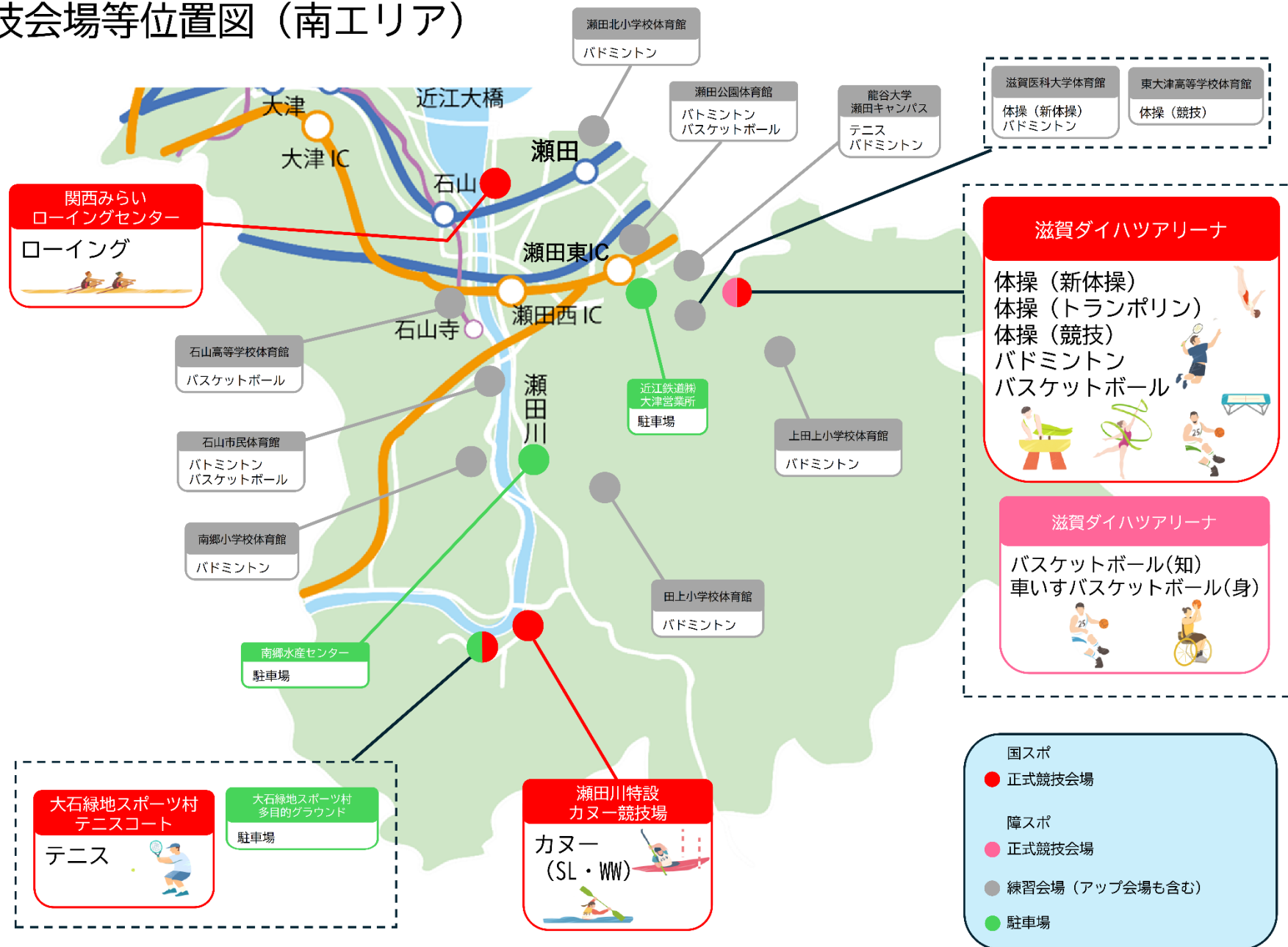
<https://otsu-kokuspo2025.jp/>

わたSHIGA輝く
国スポ・障スポ 2025

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 競技会場等位置図（北エリア）



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 競技会場等位置図（南エリア）



【別紙 3】

ふるまい日程及びふるまい団体（会場ごと）

競技会場	競技名	日程（令和 7 年）	決定団体
滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）	体操（新体操）	9 月 6 日（土）	瀬田北 （学区自治連合会）
		9 月 7 日（日）	石山学区体育振興会
	体操（トランポリン）	9 月 9 日（火）	大津市健康推進連絡協議会
	体操（競技）	9 月 1 2 日（金）	瀬田東 （学区自治連合会）
		9 月 1 3 日（土）	石山学区体育振興会
		9 月 1 4 日（日）	瀬田東学区スポーツ協会
		9 月 1 5 日（月・祝）	瀬田北 （学区自治連合会）
	バドミントン	9 月 2 8 日（日）	青山 （学区自治連合会）
		9 月 2 9 日（月）	瀬田北 （学区自治連合会）
		9 月 3 0 日（火）	瀬田北 （学区自治連合会）
		1 0 月 1 日（水）	瀬田東 （学区自治連合会）
大津市柳が崎特設 セーリング会場	セーリング	9 月 2 8 日（日）	滋賀 （学区自治連合会）
		9 月 2 9 日（月）	大津市社会福祉協議会
		9 月 3 0 日（火）	坂本 （学区自治連合会）
		1 0 月 1 日（水）	仰木学区 （学区自治連合会）
ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）	フェンシング	9 月 2 9 日（月）	平野or膳所 （学区自治連合会）
		9 月 3 0 日（火）	平野or膳所 （学区自治連合会）
		1 0 月 1 日（水）	平野or膳所 （学区自治連合会）
		1 0 月 2 日（木）	平野or膳所 （学区自治連合会）
大石緑地スポーツ村 テニスコート	テニス	9 月 2 9 日（月）	大石 （学区自治連合会）
		9 月 3 0 日（火）	大石 （学区自治連合会）
		1 0 月 1 日（水）	大石 （学区自治連合会）
		1 0 月 2 日（木）	大石 （学区自治連合会）
マイネットスタジアム皇子山 （皇子山総合運動公園野球場）	高等学校野球 （硬式）	9 月 2 9 日（月）	実行委員会
		9 月 3 0 日（火）	実行委員会
		1 0 月 2 日（木）	実行委員会

ふるまい日程及びふるまい団体（会場ごと）

競技会場	競技名	日程（令和7年）	決定団体
滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）	バスケットボール	10月3日（金）	上田上 （学区自治連合会）
		10月4日（土）	上田上 （学区自治連合会）
		10月5日（日）	青山 （学区自治連合会）
		10月6日（月）	瀬田北 （学区自治連合会）
		10月7日（火）	大津市健康推進連絡協議会
瀬田川特設カヌー 競技場	カヌー （ワイルドウォーター・スラローム）	10月3日（金）	大石 （学区自治連合会）
		10月4日（土）	大石 （学区自治連合会）
		10月5日（日）	大石 （学区自治連合会）
		10月6日（月）	大石 （学区自治連合会）
皇子山総合運動公園 陸上競技場	サッカー	10月3日（金）	大津市地域女性団体連合会
		10月4日（土）	真野 （学区自治連合会）
		10月5日（日）	真野 （学区自治連合会）
		10月6日（月）	仰木 （学区自治連合会）
伊香立公園芝生 グラウンド	サッカー	10月3日（金）	伊香立 （学区自治連合会）
甲賀市水口スポーツの森 陸上競技場	サッカー	10月3日（金）	実行委員会
		10月4日（土）	実行委員会
関西みらい ローイングセンター （滋賀県立琵琶湖漕艇場）	ローイング	10月4日（土）	瀬田東 （学区自治連合会）
		10月5日（日）	瀬田 （学区自治連合会）
		10月6日（月）	瀬田南 （学区自治連合会）
		10月7日（火）	瀬田南学区体育協会
滋賀県警察学校 射撃場	ライフル射撃 （25m）	10月4日（土）	実行委員会
		10月5日（日）	実行委員会
		10月6日（月）	実行委員会
ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）	空手道	10月5日（日）	平野or膳所 （学区自治連合会）
		10月6日（月）	平野or膳所 （学区自治連合会）
		10月7日（火）	平野or膳所 （学区自治連合会）